

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年6月24日（月）午前9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田 誠君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	蔵原 勇君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君 宮田竜二君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島博文君	建設部長	猿渡千弘君
消防局長	堀切 昇君	まちづくり調整監	池水清人君
消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛君	林務水産課長	中馬 聡君
建設政策課長	川路和幸君	建築指導課長	谷口比寿志君
消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛君	消防局予防課長	村田浩昭君
林務水産課課長補佐	大坪信章君	消防局総務課長補佐	神水流 崇君
消防局予防課長補佐	福元和博君	林務水産課主幹	岩元龍己君
林務水産課主幹	落水田 剛君	建設政策課主幹	笛田純一君
消防局予防課主幹	芝 淳一君	建築指導課建築指導G長	中澤クミ子君
建設政策課政策G主査	米元利貴君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第36号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第44号 霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前9時56分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月18日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第36号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第36号、霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第36号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る審査手数料を改定するとともに、建築基準法の一部改正による用途規制の適用除外に係る手続きの合理化などに伴う審査手数料を定めるために、本条例の所要の改正をしようとするものです。建設部関係について御説明申し上げます。建築基準法では、これまで現行の基準に適合しなくなった既存建築物、いわゆる既存不適格建築物の一部を用途変更する際には、用途変更しない部分も含めた建築物全体について、直ちに現行基準に適合させる全面的な改修工事が必要とされてきました。今回の建築基準法の改正では、既存不適格建築物の一部を用途変更する場合に、特定行政庁が全体計画を認定することで、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする制度が創設されました。また、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、仮設建築物を建築する場合と同様に、法の全部又は一部の適用除外を認める制度が創設されました。この制度は、本市を含む限定特定行政庁が所管する建築物に関する事務として位置付けられたことから、本市における当該認定・許可に係る申請手数料を本条例に定めようとするものです。なお、施行期日については、本条例の公布の日としています。最後に、予算措置については、特にございませぬ。

○消防局長（堀切 昇君）

議案第36号、霧島市手数料条例の一部改正について、消防局関係分を御説明申し上げます。このたび地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額が改定されたことに伴い、霧島市手数料条例の別表第1において規定する審査手数料の金額を改定するものでございます。なお、参考までに一部改正条例新旧対照表の23ページをご覧ください。改正内容につきましては、特定屋外タンク貯蔵所の規模に応じた審査手数料を改正するもので、危険物の貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満のものにあつては1

件につき158万円から159万円に、5万kℓ以上10万kℓ未満のものにあつては1件につき194万円から195万円に、10万kℓ以上20万kℓ未満のものにあつては1件につき226万円から227万円に増額するものでございます。この特定屋外タンク貯蔵所は浮き屋根式特定屋外タンク及び浮き蓋付特定屋外タンクであつて、石油コンビナート等に設置してあるもので、本市にはございませんので本条例の改正に伴う影響はないものと考えます。以上、御説明いたしました、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

建設部のほうにお尋ねいたします。新しく創設された内容が書いてあるんですけど、もう少し分かりやすく説明をしていただけないでしょうか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今回の建築基準法の改正につきましては、空き家や空き店舗、いわゆる空きビルなどの既存建築ストックの増加を踏まえ、その利活用を促進するために既存建築物を他の用途に転用する、いわゆる用途変更について制限の緩和を行うものとなっております。これにつきましては、先ほど説明したとおり、大きく2点ありまして、既存建築物の一部を用途変更する場合、それと既存建築物の一部を一時的に用途変更する場合の制度が、今回、新たに創設されております。1点目の既存建築物の一部を用途変更する場合については、既存建築物が比較的新しく、現行の基準に適合している場合は特に問題はないところなんですけれども、建築物の建築以降に法令等が改正され、基準が強化され、適合しなくなった建築物、いわゆる既存不適格建築物と呼んでおりますけれども、これについては、用途変更を含む増改築等を行う際には、今の基準に適合するよう求められております。よって、用途変更しない部分も含めて、建物全体について大規模な改修工事が必要になっておりました。今回の建築基準法改正につきましては、この既存不適格建築物の一部を用途変更する場合は、特定行政庁が全体計画を認定することで、例えば階ごとに改修工事を分けるなど、段階的に改修工事を行い、結果的に全てのものを適合化させていくという制度を設けております。2点目につきましては、一時的に設置される仮設の校舎や仮店舗、こういったものを想定しておりまして、これらの仮設建築物につきましては、特定行政庁が許可して、法の一部を適用しないという、新築の場合はこういう制度が従来からありました。しかしながら今回、この既存建築物のストックを利活用するという観点から、用途変更についても同様な規定を設けたというところでございます。

○委員（松枝正浩君）

見付けられなかったんですけども、この政令の閣議決定の日と建築基準法の改正日がいつなのか、お示してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この政令につきましては、閣議決定は把握していないんですけども、施行日につきましては6月

25日となります。

○委員（植山利博君）

具体的には一定の規制緩和がなされるというふうに理解するわけです。例えば店舗として使われなくなったものの一部を、今、はやっている民泊の施設として活用するので、その部分だけを改装するとか、校舎として使われていた建物を改装して宿泊施設として民間が活用するとか、そういう事例が含まれているのかなというふうに理解するわけですが、そのような一般の市場のニーズに合わせて、規制緩和が行われるんだという理解でよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（植山利博君）

霧島市内において、この条例改正をする前に、商工会議所とか商工会辺りにも空き店舗対策ということで積極的に進めたり、廃屋に近いような空き家を何とか利活用するという動きは、もう数年前からあるわけですが、このような規制があったために、そのような要望とかこういう取組をしたいとかあったけれども、対応し切れなかったという事例が具体的にあったものかどうか、お示してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

具体的な相談や協議といったものは、今のところはございません。というのは、霧島市は建築基準法の中でも特定行政庁で、いわゆる限定特定行政庁という立場にあります。これは一般的には小規模な住宅とか小規模な事務所といったものを対象に建築行政をやっています。それ以外については全て県ということになりますので、今回の法改正に伴うメリットを受けるというのは、比較的大きなビルとか、そういったものになりますので、今のところ、私どものほうでは、そういった相談等を受けていないところです。

○委員（植山利博君）

小規模な一般住宅とか一般の店舗というものは、この条例が改正される前から、似たような対応はできていたという理解でいいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

当然、その建物の用途に応じて建築基準法の基準というのがかかってきますので、比較的小規模のものについては、そういった基準が適用されないということもありますので、全てが全てというわけではないんですけれども、従来どおりということになろうと思います。

○委員（植山利博君）

再度確認します。この条例改正によって、今おっしゃったメリットを受ける物件というのは、規模の大きなビルであるとか、廃校になるような校舎というような、そういう規模の大きな施設の一部利用というようなことになると。今まで市が行っていた許認可については、余り影響は受けないという理解でよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

余り影響はないと思っています。ケースバイケースだと思うんですけども、たまに出てくるのかなと考えております。

○委員（植山利博君）

結局、この条例改正をすることによって、今後は積極的に建物の再利用や利活用が進んでいくと想定できると理解してよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（植山利博君）

市内にこれに適合するような施設はないということですが、多分、喜入基地のタンクとか、ああいうものが想定されるんだろうと思います。通常、危険物を貯蔵している市内のガソリンスタンドの貯蔵タンクというのは一般的にはどれぐらいの容積があるものですか。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

給油所においては、10kℓのタンクが四、五基設置されています。

○委員（植山利博君）

市内における一つのタンクで最も大きなタンクはどれぐらいの規模ですか。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

鹿児島空港の所に施設がありまして、980kℓです。

○消防局長（堀切 昇君）

補足です。1万kℓ以上の5万kℓ未満とありますが、1万kℓがどのぐらいの大きさかと計算したんですが、円柱をイメージしていただいて、直径が大体36m、高さが10mが10万kℓです。先ほど空港の燃料タンクが9百幾らとありましたが、それぐらいの規模ですので、本市にある施設は全然合致しないものでございます。

○委員（木野田 誠君）

浜之市の漁協が持っているタンクは何kℓですか。

○消防局予防課長（村田浩昭君）

20kℓです。

○委員（植山利博君）

予算措置は特にないということですが、補正予算などは組まないということでしょうけれども、これに伴って収入の増加はある程度見込まれるという理解でいいですね。

○建設部長（猿渡千弘君）

そのとおりでございます

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第36号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時14分」

「再開 午前10時17分」

△ 議案第44号 霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第44号、霧島市森林環境譲与税基金条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

平成31年度より新たに国が市町村へ交付することになった森林環境譲与税につきまして、同譲与税の活用に当たり、当該年度内に執行できなかった未執行額を基金に積み立てる必要が生じることから、霧島市森林環境譲与税基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますのでよろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○林務水産課長（中馬 聡君）

議案第44号、霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。議案は44から45ページであります。森林環境譲与税は、平成31年度から新たに国が交付するもので、市町村は森林環境譲与税を活用し、適切な森林経営管理に向けた課題解決のための施策を実施することとなっております。霧島市においても、平成31年度当初予算において予算計上し、間伐並びに林業木材産業等における人材育成及び担い手の確保並びに木材利用の促進並びにこれに係る普及啓発等による森林整備に要する経費の財源として、森林環境譲与税を活用することとしているところです。森林環境譲与税の使途については、各年度において、交付を受けた市町村が使途内容を公表することとなっております。しかし、事業の進捗状況により、各年度交付される森林環境譲与税を全額執行できない場合も想定され、制度上使用切れなかった森林環境譲与税については、未執行額を基金として積み立てることで、国は後年度における執行を認めています。以上のようなことから、霧島市森林環境譲与税基金条例を制定するものです。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

インターネット等で見てみますと、基金の条例制定について、3月に提案をして可決している所もあるんですけれども、3月ではなく6月に至った経緯をお示してください。

○林務水産課主幹（落水田剛君）

県の基金条例の制定が6月議会での議決を目指しているという情報が事前にありまして、霧島市においても歩調を合わせるということで、6月議会に提案いたしました。

○委員（松枝正浩君）

執行残を積み立てていくということですが、補助金と違って、積み立てることに対しては何ら問題はないということでしょうか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

国のほうもそれを認めておりますので、問題はないということになります。

○委員（木野田 誠君）

森林環境譲与税は市に入るわけですね。その支払いは、林業者に直接支払いなのか、あるいは森林組合といったところを経由して活用されるのか、その辺はどういう考え方ですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

予算は、バイオマスや低コスト化を目的とした林業普及のため市有林の主伐同時再造林など、いろいろございます。それに応じて普通の予算の執行と同じような形になります。森林組合に行くのもあれば、ほかに消耗品など、そういったもので払うものもございます。

○委員（木野田 誠君）

今の質問の前に聴けばよかったかもしれませんが、どういうふうに使われていくか、具体的にお願いします。

○林務水産課長（中馬 聡君）

森林環境譲与税の使用については大きく分けて、森林整備の推進、人材の育成や担い手の確保、木材利用の促進、森林の保全などの施策に活用するとなっております。細かく言いますと、担い手育成については、技術・技能研修参加料等の助成、研修参加者日当の助成などです。森林管理基盤改修事業においては、補修等の業者委託、補修等作業に係る機械借上げです。林地台帳管理システム整備業務委託事業として、林地台帳の円滑な管理運用に向けたシステムの整備業務委託です。森林経営管理重点推進地区ゾーニング業務委託として、集団的な管理放棄森林のゾーニング業務委託などです。森林経営管理制度定着促進森林づくり事業として、森林づくり推進員を設置するための賃金等を支払うと。林地残材資源活用促進事業として、木質バイオマス発電施設へ低質材運搬費等経費の一部助成。伐採・再造林巡視事業として森林組合のほうへの伐採・再造林巡視業務委託をするというようなこと。あと森林炭素マイレージ事業として、企業・団体・木材住宅建築主等が行った地球温暖化対策活動に対し、県が認証した「CO₂の吸収量、固定量、削減量」に応じたマイレージの交付などがあります。

○委員（木野田 誠君）

いろいろ述べていただいたんですけども、もっと分かりやすく質問しますと、今まで間伐助成とかに補助金とかあったわけです。この森林環境譲与税が設けられることによって、どこがどう変わってくるのか、そこを具体的に教えてください。

○林務水産課長（中馬 聡君）

国の補助事業も県の補助事業もあるんですけど、それに関わらないものについて森林環境譲与税が払うという形になります。今、答弁したものが該当する形になります。国の該当するものについては、これに上乘せとか、そういうことはできない予算でございます。

○委員（愛甲信雄君）

項目がたくさんあるんですが、現場の方々はこれを認知しているのでしょうか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

森林組合等には説明をしていますので、分かっているとは思いますが。

○委員（愛甲信雄君）

森林組合以外の個人の林業者といった方々にも周知はされているんですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

森林組合には説明しているんですが、あとの民間事業者については近々、文書を出す予定でございます。

○委員（愛甲信雄君）

一般質問であったと思いますが、市内の民間業者は何業者ですか。【資料提出あり】何を言いたいかという、私だけかもしれませんが、この内容がどうも入ってこないものですから、平等に周知の徹底が必要だと考えておりますので、そこを要望しておきます。

○委員（植山利博君）

林業の振興、山の活性化ということを目的に、新しく創設される税制だと理解します。林業従事者の活性化を図るには、林業従事者の処遇改善というか、ここでは人材育成及び担い手確保という表現はあるんですけども、保育とか介護職というものには国が直接の言葉で処遇改善という表現をしているわけですけども、先ほどの説明では処遇改善というふうには受け取られなかったのですが、そこにも支出できるという理解でいいですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

先ほど申し上げましたが、林業担い手育成・定着促進事業ということで、その中の一つに労働強度縮減対策費の支援という形で、補助を二分の一以内で行う予定でございます。

○委員（植山利博君）

その表現としては、非常にきつい仕事をしているので、一人でしなければならないところを二人ですと。そうすることによって労働の軽減化を図る。そのための補助金ということですから、間接的というか、そういう理解でいいんですよね。要するに商工業も含めて、林業従事者の所得向上のための直接的な補助金がなかなかできないわけです。人材がいない小規模事業者に、何らかの形で給与とか時間給のところに、大型の力のある企業の上乗せの補助ができないかと。利子補給とか店舗改装の補助はできるけれども、直接的な賃金の補助というものはなかなか制度的にできないから、この林業の活性化のところも、そこに直接的な補助ができるかということをお聞きしたいんです。

が、いかがですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

直接的な補助はしてないんですけど、今、森林組合の職員に対しまして社会保険制度の補助などは一般財源で行っているところです。

○委員（植山利博君）

林業の活性化という、今まで非常に遅れていたというか目が届かなかった分野に、今、光が当たろうとしているわけですから、このことは将来の日本のためにはいいことだと評価しています。そこに従事されている方々が、豊かで、将来展望があるような仕事ができる。そこにはやはり賃金の保障なり賃金の向上なりが私は重要だと思っておりますので、市として、そこら辺に直接手が届くような取組ができるような努力を求めておきたいと思います。

○委員（愛甲信雄君）

現場の職員の処遇改善のことは分かりましたが、未来を考えると、小さい頃から山に親しむ、木に親しむといったことが大事だと思います。そういう教育の場にも、こういったものは使えないですか。

○林務水産課長補佐（大坪信章君）

今年度予算で予定していないんですけども、今後としまして、小中学校等における子供向けの木製机、椅子、そこら辺で小さいころから木に触れ合っていて親しんでいただくという施策についても、来年度以降検討したいと考えているところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

できれば市有林の中で森に親しんでもらいながら、キャンプをしながらでも、私たちが小さい頃に経験した山遊びのような、そういうものにしていかないと、場所のいい所で椅子や机を作っても親しみはないと思います。要望です。

○委員（木野田 誠君）

例えば学校や地域で森林を使ったアスレチックを造りたいとか、そういう森に親しむ場所を造ることとなった場合、この基金は使えますか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

使えるかどうかを県に確認してから検討していきたいと思います。

○委員（木野田 誠君）

今申し上げましたように、今までの林務関係の国からの補助金などは間接支払いというのが非常に多いんですね。森林組合に集中してきているという感じで、これはなんだろうということも無きにも非ずというところが、山に従事している人にはあるわけです。できれば、市に来た譲与税は間接ではなくて、直接支払いみたいな感じで、市が間を持たないようにして活用していただけたらという気もするわけです。そこは要望しておきます。基金を積み立てられるということになっておりますけれども、木は人間と同じように幼木から毎年どんどん成長していくわけですから、成長

につれて森林に対する資金というのは必要なわけです。基金を積み立てて幾らになったとかいうよりも、基金を大いに使うという方向での考え方をしていただかないと、市役所のほうで基金を積み立てていて、林業者にその恩恵がないとなると、この譲与税そのものの意味が全然ありません。基金についてのその辺の考え方はどうですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

先ほど申し上げましたが、これはあくまでも執行できない額を積み立てるという形になりますので、金額的には毎年僅かな金額になると思います。あとは、まとまった段階で執行を考えるという形で今のところ考えているところです。

○委員（木野田 誠君）

最初の何年間は譲与税も少ないと思いますけれども、それが大いに使えるようになったら余すことのないよう、そこは担当部署の企画力でしょうから、よろしくお願いします。

○副委員長（厚地 覺君）

この条例の5条の運用から生ずる収益とありますが、どういうものがありますか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

積み立てますので、恐らく利息になると思います。

○委員（厚地 覺君）

例えば100万円のを市場に出した場合に山主に対してはどのくらい残るものですか。

○林務水産課主幹（落水田剛君）

木を市場に出した場合という考え方でよろしいでしょうか。全部で1万円の単価と致しますと、そのうちの6割程度が委託料といいますか、経費に当たる部分になるのではないかと。その残りが懐に入るといふ形になるのではないかと思います。

○委員（厚地 覺君）

100万円の場合、10万円くらいは山主に残るものですか。

○林務水産課主幹（落水田剛君）

山よって経費が掛かる所と掛からない所といろいろありますが、平均的なところで言いますと、先ほども申しましたが、恐らく三、四割は残るのではないかとってはいるんですが、その考え方なんです、今、申し上げたのは山から間伐材を出して、それを市場で売り払って、残ったお金という考え方です。これが皆伐となると話が変わってくるかなと思っております。

○委員（有村隆志君）

先ほど述べられた使いみちの中で、林地台帳というものがありませんか。これは具体的にどういうことをされるのですか。

○林務水産課主幹（落水田剛君）

林地台帳と申しますのは、国のほうから今年の4月1日から公表を下さいということで、今までは土地の登記簿がありまして、それで森林所有者等は分かったんですけど、県が作っている森

林簿という台帳がございます。これもあるんですが、実質的な森林所有者をつかむという点では、森林簿は十分なものではありませんで、名前しか載っていないと。山の状況、林況というんですけども、スギの50年生が1.5ha生えているとか、そういう情報については記載してあるものの、森林所有者についての情報が弱かったと。これを林地台帳という形で両方をつないで、実質的な森林所有者と山の情報を一元的に見れるような台帳というのが林地台帳となります。

○委員（有村隆志君）

森林環境譲与税ということで入ってきて、それを使っていくわけですが、今後の事業計画として主なもの、こういうものをやりたいという市の考えはどういう方向ですか。

○林務水産課長（中馬 聡君）

先ほども申し上げましたけれど、木質バイオ関係や低コスト化を目的とした市有林の主伐同時再造林や管理不十分な森林のゾーニングの意向調査などを、今のところ考えているところでございまして、この森林環境譲与税は、3年間は同額で行きますので、3年間は同じような形で施行する形になるかと思えます。

○委員（松枝正浩君）

条例第3条第1項の管理の部分ですけれども、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法とありますが、この有利な方法というのは、どのようなことを想定されているのか、お示してください。

○林務水産課長（中馬 聡君）

基本的には現金を積み立てるという形になると思います。使い方によっては株とか有価証券等にも変えて運用ができるという形になっております。今のところは、そのまま積み立てることと考えています。

○委員（木野田 誠君）

この条例とは直接関係ありませんが、山の搬出路や林道の要望があって造っておられるわけですが、この要望があった距離は大体賄えていますか。

○林務水産課主幹（岩元龍己君）

林道整備につきましては、補助事業と起債事業等を使ってやっております。昨今は、所有者と森林組合のほうから、その要望というのがかなり少ない状況ではございます。今の御質問のとおり、そういう要望があっただけ整備できているものではなくて、今、県のほうに何路線かを要望しています。順番としては補助事業が活用できるもの、それと起債事業に当てはまるものと、そういう順番を持っておりますので、今の御質問の全てに対応できている状況ではないというところであります。

○委員（有村隆志君）

この活用の用途の分かるものを資料で頂けないですか。

○委員長（池田綱雄君）

そのようにお願いします。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第44号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時47分」

「再開 午前10時48分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第36号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第36号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第44号 霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第44号について意見はありませんか。

○委員（木野田 誠君）

森林環境譲与税については基金条例ということで、基金の積み立てもできると明記してありますけれども、基金を貯めるということよりも、大いに活用していただきたいと要望いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第36号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第36号、霧島市手数料条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第36号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第36号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第44号 霧島市森林環境譲与税基金条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第44号、霧島市森林環境譲与税基金条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第44号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時51分」

「再開 午前10時57分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

○委員（植山利博君）

「第30回議員と語りかいで出された意見について」と「霧島市の総合治水対策について」と具体的なものが挙がっているので、その二つに加えて、「その他産業建設常任委員会の所管事項について」とされたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

それでは、「第30回議員と語りかいで出された意見について」と「霧島市の総合治水対策について」と「その他産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時00分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 池田 綱雄